# 3. 子育てに関する助成

# 乳幼児福祉医療費助成

保険年金課 Tel: 0749-65-6527

助成対象	長浜市に住民票のある O 歳から就学前(6 歳到達後最初の 3 月末)までのお 子さま				
助成内容	医療費のうち保険診療自己負担分(医療機関での診療・調剤薬局での処方薬・接骨院等が当てはまります。) ※該当するお子さまには「福祉医療費受給券(マル福カード)」を発行します。 ※県内の医療機関等では、健康保険証と一緒に提示されることで、自己負担分の助成を受けられます。 ※県外での受診時は所定の手続きにより後ほど払い戻しします。 ※検診費用や入院時の食事療養費・個室料金等、保険の対象でないものは助成対象になりません。 ※健康保険から支給される高額医療費等の給付分は助成対象になりません。				
必要な物	① 母子手帳 ② 健康保険証(※出生の場合、保護者の健康保険証、お子さまが加入予定のもの) ③ 届出人の本人確認書類 代理人による手続きの場合、委任状が必要なことがあります。 ※お子さまの出生に伴う申請の場合は住民票に記載されてから手続きができます。(長浜市以外の市町村に出生届を提出されているときは、住民票に記載されるまで1週間程度お待ちいただくことがあります。)				
所得制限	なし				

#### 重度心身しょうがい者福祉医療費助成について

51ページをご覧ください

母子家庭・父子家庭福祉医療費助成について

53ページをご覧ください

### 未熟児養育医療給付事業

健康推進課

TEL: 0749-65-7751

内	容	出生時体重が 2,000 グラム以下または医師(指定医療機関)の判断により一定の条件にあてはまる満 1 歳未満のお子さまが、指定医療機関に入院し、 医療を受ける場合に医療費(保険診療分)の自己負担金の一部を助成します。
方	法	長浜市健康推進課まで、まずはお電話ください。
窓		健康推進課(ながはまウェルセンター)、北部健康推進センター

## 子ども医療費助成

保険年金課

Tel: 0749-65-6527

助成対象	小学校 1 年生から中学校 3 年生までのお子さま					
助成内容	医療費のうち保険診療自己負担分(医療機関での診療・調剤薬局での処方薬・接骨院等が当てはまります。) ※該当するお子さまには「福祉医療費受給券(マル福カード)」を発行します。 ※県内の医療機関等では、健康保険証と一緒に提示されることで、自己負担分の助成を受けられます。 ※県外での受診時は所定の手続きにより後ほど払い戻しします。 ※検診費用や入院時の食事療養費・個室料金等、保険の対象でないものは助成対象になりません。 ※健康保険から支給される高額医療費等の給付分は助成対象になりません。					
必要な物	<ul><li>① お子さまの健康保険証</li><li>② 届出人の本人確認書類</li><li>※代理人による手続きの場合、委任状が必要なことがあります。</li></ul>					
所得制限	なし					



こども家庭支援課

Tel: 0749-65-6554

### 児童手当

子どもたちの健やかな成長のために、中学生までのお子さまを養育している 父母等に児童手当を支給します。

大母寺に元里丁ヨと文相しより。									
対 象 者	0 歳から中学校修了前までのお子さまを養育されている父母等 (公務員の方は、職場で手続きをしてください。)								
申請期間	出生日や転入日(異動日)の翌日から 15 日以内に手続きをしてください。 ※児童手当において転入日は「前市町等の転出予定日」を指します。 ※原則として、申請した月の翌月分からの支給となります。 ただし、出生日や転入日(異動日)が月末に近い場合は、異動日の翌日 から 15 日以内の申請であれば、異動日の翌月分からの支給となります。								
必要な物	<ul> <li>窓口に来られた方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)</li> <li>請求者・配偶者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ※マイナンバーが確認できない場合は、別途「課税証明書」等の提出が必要と なる場合があります。</li> <li>請求者名義(父または母のうち所得が高い方)の預金通帳</li> <li>請求者の健康保険証の写し(国保の方以外) ※マイナンバーの提示で省略できる場合があります。</li> <li>日本郵政共済・文部科学省共済(大学支部等に限る)等の共済組合に加入の方は、請求者の健康保険被保険者証の写し</li> <li>共済年金加入者や公務員の方で、派遣等により公益法人等にお勤めの方 は、年金加入証明書</li> <li>その他、必要に応じて提出していただく書類があります。</li> </ul>								
	月額(児童一	人あたり)							
		3 歳未満			15,000円				
		3 歳以上			10,000円				
		小学校修了	前	第3子以降	15,000円	1			
			中学生		10,000円				
支給額		特例給付(所	5,000円						
		所得上限	限度額以上の場合		支給なし				
	※児童手当法では、高校修了前までのお子さまの中で、第 1 子、第 2 子、第 3 子以降								
	所得が所得	ります。 得が所得上限限度額を超えたことにより、児童手当が支給されなくなった後に、 得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となり すので、ご注意ください。							
支 払 日	毎年6月、1	0月、2月の1	0日(1	0日が休日の場合に	は休日前の平日)				
	扶養親族の数 (前年の 12/31 時点)		所得制限限度額		所得上限限度額				
	0人		6	6, 220, 000 円 8, 580, 000					
所得制限	1人		6	, 600, 000円	8, 960, 000				
	2人		6, 980, 000 円		9, 340, 000				
	3人		7, 360, 000 円		9, 720, 000				
申請窓口	こども家庭支援課・くらし窓口課(北部合同庁舎内)・各支所								